注１　ｆは、MHzを単位とする周波数とする。
注２　Δｆは、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。
⑴　占有周波数帯幅の許容値が21kHzの場合
搬送波の中心周波数±11.25kHz
⑵　占有周波数帯幅の許容値が42kHzの場合
搬送波の中心周波数±22.5kHz
⑶　占有周波数帯幅の許容値が84kHzの場合
搬送波の中心周波数±45kHz
⑷　占有周波数帯幅の許容値が189kHzの場合
搬送波の中心周波数±100kHz
注３　ΔWは、dBWを単位とする最大等価等方輻射電力から15dBを減じた値とする。

別表第三号41中「及び40」を「、40及び55」に改め、同表55中「54まで」を「55まで」に改め、同表55を同表56とし、同表54の次に次のように加える。

55　第49条の23の２に規定する携帯移動地球局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 ⑴　最大等価等方輻射電力が15dBW以下の送信設備 ア　不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。	
1,000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が（－）66dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）61dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）70dBW以下
1,605MHzを超え1,612.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －70＋23／15（ｆ－1605）dBW
1,612.5MHzを超え1,616.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －55＋５／４（ｆ－1612.5）dBW
1,616.5MHzを超え1,621.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －50＋４／５（ｆ－1616.5）dBW
1,621.5MHzを超え1,624.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,624.5MHzを超え1,625MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －60＋５（ｆ－1624.5）dBW
1,625MHzを超え1,625.125MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －57.5＋12／５（ｆ－1625）dBW
1,625.125MHzを超え1,625.8MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －57.2＋32／３（ｆ－1625.125）dBW
1,625.8MHzを超え1,626MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －50＋15（ｆ－1625.8）dBW
1,626MHzを超え1,626.2MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －47＋35（ｆ－1626）dBW
1,626.2MHzを超え1,626.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）40dBW以下
1,626.5MHzを超え1,662.5MHz以下	任意の３kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 ⑴　Δｆが０kHzを超え25kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －３／５ΔｆdBW ⑵　Δｆが25kHzを超え125kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －15－７／20（Δｆ－25）dBW ⑶　Δｆが125kHzを超え425kHz以下の場合は、（－）50dBW以下 ⑷　Δｆが425kHzを超え1,500kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －50－３／215（Δｆ－425）dBW ⑸　Δｆが1,500kHzを超え36,000kHz以下の場合は、（－）65dBW以下
1,662.5MHzを超え1,665.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,665.5MHzを超え1,670.5MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,670.5MHzを超え1,680.5MHz以下	任意の300kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,680.5MHzを超え1,690.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,690.5MHzを超え2,250MHz以下	任意の３MHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
2,250MHzを超え12.75GHz以下	任意の３MHz幅における尖頭電力が（－）60dBW以下